

一般社団法人CRESCIUSリサーチセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人CRESCIUSリサーチセンターと称し、英文ではCRESCIUS Research Centerと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、看護の専門性の向上を目的とした諸事業を実施し、その実現を通じて日本の医療及び国民の健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 看護の専門性に関する調査及び研究事業
- (2) 看護の専門性の向上のための研修の企画と開催事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する者であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の活動に資するため、社員は社員総会において別に定める会費を支払う。既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(任意退社)

第8条 社員は理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名および社員資格の喪失)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を連続して3年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 賛助法人会員

(会員)

第10条 この法人の事業に賛同する法人であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者を、この法人の賛助法人会員とする。

(会員の資格の取得)

第11条 この法人の賛助法人会員になろうとする者は、別途賛助法人会員規則の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(賛助法人会員の年会費)

第12条 この法人の事業活動を支援するため、賛助法人会員は、別途賛助法人会員規則に定める年会費を支払う。既納の年会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(賛助法人会員の特典)

第13条 賛助法人会員は、別途賛助法人会員規則に定める特典を受けることができる。

(任意退会)

第14条 賛助法人会員は別途賛助法人会員規則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に一回開催するほか、必要がある場合には臨時社員総会を開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 理事・監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選任された議事録署名人が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項のほか、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長とすることができる。

3 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、第21条第2項に定める社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見做す。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は年一期とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成する。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、第21条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、第21条第2項に定める社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理する為に、事務局を設置することができる。

- 2 事務局に、事務局長1名及び所要の事務局職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 4 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下の通りとする。

氏名	住所
洪 愛子	東京都渋谷区松濤2丁目14番8号F e e l i 松濤 401
大久保和夫	東京都武蔵野市吉祥寺南町4丁目6番17号

- 2 この法人の設立時役員は、以下の通りとする。

設立時理事兼理事長	洪 愛子
設立時理事	洪 愛子
設立時理事	大久保和夫
設立時理事	中山法子
設立時理事	村上康聡
設立時監事	中澤 茂

- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成30年3月31日までとする。

以上、一般社団法人CRESCIUSリサーチセンターの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成29年4月11日

設立時社員	洪 愛子	印
設立時社員	大久保和夫	印